

本省令の日本語訳は、日本の企業・個人の皆様がカンボジアの当該省令を理解するための参考資料として公開するものです。

法律上の問題に関しては省令のクメール語原文を参照してください。

JICA は、本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）の内容の正確性について保証せず、利用者が本省令日本語訳（添付の資料及び注釈を含む）を利用したことから生じる損害に関し、いかなる責任も負いかねます。

カンボジア王国「民事非訴訟事件手続法」

（「別表」公布版）

日本語訳

項	裁 判 事 項	管 轄 裁 判 所
1	民法第二編に定める事項のうち、次に掲げる事項 一 第21条（親権解放の要件）第1項の規定による未成年者の親権からの解放の宣告 二 第24条（一般後見開始の宣告）第1項及び第2項の規定による一般後見開始の宣告及び保佐開始の宣告の取消 三 第27条（一般後見開始の宣告の取消）の規定による一般後見開始の宣告の取消 四 第28条（保佐開始の宣告）第1項及び第2項の規定による保佐開始の宣告及び一般後見開始の宣告の取消 五 第30条（行為の取消権）第10号の定める保佐に関する処分 六 第31条（保佐開始の宣告の取消）の規定による保佐開始の宣告の取消 七 第37条（裁判所による財産管理人の選任）の規定による不在者の財産管理に関する処分 八 第38条（財産管理命令の取消）から第40条（財産管理人の権限等）までの規定による不在者の財産管理に関する処分 九 第41条（失踪宣告の要件）の規定による失踪の宣告 十 第44条（失踪者帰還時の処理）第1項の規定による失踪の宣告の取消 十一 第60条（仮理事）の規定による仮理事の選任 十二 第61条（特別代理人）の規定による特別代理人の選任 十三 第65条（解散を求める訴え）第3項の規定による法人の解散命令 十四 第68条（清算人の就任）第2項及び第3項の規定による清算人の選任 十五 第69条（清算人の解任）第1項の規定による清算人の解任 十六 第74条（債権申し出期間内の弁済）第2項の規定による弁済の許可 十七 第76条（債権の弁済）第2項の規定による評価人の選任 十八 第81条（書類の保存）の規定による保存者の選任 十九 第85条（基本財産等の調査）第2項の規定による検査者の選任 二十 第85条（基本財産等の調査）第4項の規定による変更の裁判 二十一 第93条（臨時総会）第3項の規定による総会招集の許可 二十二 第112条（定款の補完）の規定による財団法人の定款の補完	未成年者の住所地の裁判所 一般後見開始の申し立てを受ける者の住所地の裁判所 一般被後見人の住所地の裁判所 保佐開始の申し立てを受ける者の住所地の裁判所 被保佐人の住所地の裁判所 被保佐人の住所地の裁判所 不在者の最後の住所地の裁判所 第37条（裁判所による財産管理人の選任）に基づく決定をした裁判所 不在者の最後の住所地の裁判所 第41条（失踪宣告の要件）に基づき失踪宣告をした裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の住所地の裁判所 法人の設立者が死亡の時に有した住所地の裁判所
2	民法第三編に定める事項のうち、次に掲げる事項 一 第185条（河川の水路変更による旧河床の所有権）の規定による評価人の任命	第185条（河川の水路変更による旧河床の所有権）が定める裁判所
3	民法第四編に定める事項のうち、次に掲げる事項 一 第423条（代位権行使の要件）第2項の規定による代位権行使の許可 二 第458条（自助売却権）の規定による弁済の目的物の競売の許可	債務者の住所地の裁判所 債務の履行地の裁判所
4	民法第七編に定める事項のうち、次に掲げる事項 一 第953条（未成年者の婚姻）第3項の規定による未成年者の婚姻に対する同意に代わる裁判 二 第971条（婚姻費用の分担）の規定による婚姻から生じる費用の分担に関する処分 三 第974条（財産の管理及び利用）第4項の規定による夫婦の共有財産の管理及び利用に関する裁判	未成年者の住所地の裁判所 夫又は妻の住所地の裁判所 夫又は妻の住所地の裁判所

項	裁 判 事 項	管 轄 裁 判 所
4	四 第976条（夫婦共有財産の処分）第2項の規定による夫婦の共有財産の処分の許可	夫又は妻の住所地の裁判所
	五 第979条（合意離婚）の規定による合意による離婚の申立て	夫又は妻の住所地の裁判所
	六 第980条（財産分割）の規定による財産の分割	夫又は妻の住所地の裁判所
	七 第1007条（完全養子縁組の成立の方式）の規定による完全養子縁組の申立て	養親となるべき者の住所地の裁判所
	八 第1019条（完全養子の出自を知る権利）の規定による完全養子縁組の記録の開示請求	完全養子縁組に関する記録を保管する裁判所
	九 第1020条（単純養子縁組の申立）の規定による単純養子縁組の申立て	養子となるべき者の住所地の裁判所
	十 第1028条（単純養子縁組の合意離縁）第1項の規定による合意による離縁の申立て	子の住所地の裁判所
	十一 第1038条（認知と親権の関係）第3項の規定による親権者の指定	子の住所地の裁判所
	十二 第1039条（親権者の変更）の規定による親権者の変更	子の住所地の裁判所
	十三 第1040条（子と同居していない親の権利および義務）第4項及び第5項の規定による面会・交流の方法及び子の監護に要する費用の分担に関する裁判	子の住所地の裁判所
	十四 第1041条（子の状況に関する報告請求権）第2項の規定による協議に代わる裁判	親権者の住所地の裁判所
	十五 第1048条（親権者としての権限の停止または剥奪の宣告）の規定による親権の停止又は剥奪の宣告	親権者の住所地の裁判所
	十六 第1049条（親権の停止又は剥奪宣告の取消し）の規定による親権の停止又は剥奪の宣告の取消	親権者としての権限の停止または剥奪の宣告を受けた者の住所地の裁判所
	十七 第1050条（親権者の辞任および回復）第1項の規定による親権者を辞することについての許可	親権者を辞することについての許可を受ける者の住所地の裁判所
	十八 第1050条（親権者の辞任および回復）第2項の規定による親権を回復することについての許可	親権の回復の許可を受ける者の住所地の裁判所
	十九 第1051条（親権者の変更）第2項の規定による親権者の変更の宣告	子の住所地の裁判所
	二十 第1058条（第三者が子に与えた財産の管理）第2項及び第3項の規定による財産管理を行う者の選任及び改任	子の住所地の裁判所
	二十一 第1058条（第三者が子に与えた財産の管理）第4項が準用する第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）までの規定による財産の管理に関する処分	第1058条（第三者が子に与えた財産の管理）第2項又は第3項に基づく決定をした裁判所
	二十二 第1061条（財産管理の権限の停止または剥奪の宣告）の規定による財産管理権限の停止又は剥奪	親権者の住所地の裁判所
	二十三 第1062条（財産管理に対する宣告の取消し）の規定による財産管理の権限の停止又は剥奪の宣告の取消	財産管理の権限の停止または剥奪の宣告を受けた者の住所地の裁判所
	二十四 第1063条（財産管理の辞任および回復）第1項の規定による財産管理の権限を辞することについての許可	財産管理の権限を辞することについての許可を受ける者の住所地の裁判所
	二十五 第1063条（財産管理の辞任および回復）第2項の規定による財産管理の権限を回復することについての許可	財産管理の権限の回復の許可を受ける者の住所地の裁判所
	二十六 第1065条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定による特別代理人の選任	子の住所地の裁判所
	二十七 第1066条（親権の代行者）が準用する第1038条（認知と親権の関係）第3項、第1039条（親権者の変更）、第1040条（子と同居していない親の権利および義務）第4項及び第5項、第1041条（子の状況に関する報告請求権）第2項、第1048条（親権者としての権限の停止または剥奪の宣告）、第1049条（親権の停止又は剥奪宣告の取消し）、第1050条（親権者の辞任および回復）第1項、第1050条（親権者の辞任および回復）第2項、第1051条（親権者の変更）第2項、第1058条（第三者が子に与えた財産の管理）第2項及び第3項、第1058条（第三者が子に与えた財産の管理）第4項、第1061条（財産管理の権限の停止または剥奪の宣告）、第1062条（財産管理に対する宣告の取消し）、第1063条（財産管理の辞任および回復）第1項、第1063条（財産管理の辞任および回復）第2項又は第1065条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定による親権代行者に関する処分	本別表第4項十一号から二十六号までの各号が掲げる管轄裁判所

項	裁 判 事 項	管 轄 裁 判 所
4	二十八 第1068条（未成年指定後見人・未成年選定後見人・選任の基準）第2項又は第1075条（未成年指定後見監督人・未成年選定後見監督人）第2項の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人の選任	未成年被後見人の住所地の裁判所
	二十九 第1071条（未成年後見人の辞任）の規定による未成年後見人の辞任についての許可	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十 第1073条（未成年後見人の解任）の規定による未成年後見人の解任	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十一 第1078条（準用規定）が準用する第1071条（未成年後見人の辞任）、第1073条（未成年後見人の解任）又は第1088条（未成年後見人の報酬）の規定による未成年後見監督人に関する処分	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十二 第1081条（財産調査・財産目録作成）第1項但書の規定による財産目録の作成の期間の伸長	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十三 第1085条（財産管理の許可）の規定による未成年被後見人の居住用不動産の処分についての許可	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十四 第1086条（未成年後見人と未成年被後見人の利益相反行為）が準用する第1065条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定による特別代理人の選任	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十五 第1088条（未成年後見人の報酬）の規定による未成年後見人に対する報酬の付与	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十六 第1089条（未成年後見人の職務の監督）の規定による未成年後見の職務の報告、財産目録の提出、未成年被後見人の身上又は財産の状況の調査、未成年被後見人の身上監護又は財産管理その他の未成年後見に関する処分	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十七 第1094条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）第2項及び第3項の規定による財産管理を行う者の選任及び改任	未成年被後見人の住所地の裁判所
	三十八 第1094条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）第4項が準用する第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）までの規定による財産の管理に関する処分	第1094条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）第2項又は第3項に基づく決定をした裁判所
	三十九 第1095条（未成年後見解放の要件）第1項の規定による未成年後見からの解放	未成年被後見人の住所地の裁判所
	四十 第1097条（財産管理の計算・未成年後見監督人の立会）第1項但書の規定による管理計算の期間の伸長	未成年被後見人の住所地の裁判所
	四十一 第1103条（未成年被後見人の親権の代行）第2項が準用する第1081条（財産調査・財産目録作成）第1項但書、第1085条（財産管理の許可）、第1086条（未成年後見人と未成年被後見人の利益相反行為）、第1088条（未成年後見人の報酬）、第1089条（未成年後見人の職務の監督）第2項、第1094条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）第2項及び第3項、第1094条（第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理）第4項、第1095条（未成年後見解放の要件）第1項又は第1097条（財産管理の計算・未成年後見監督人の立会）第1項但書の規定による未成年被後見人の子について親権を代行する未成年後見に関する処分	本別表第4項三十二号から四十号までの各号が掲げる管轄裁判所
	四十二 第1105条（一般後見人の選任）第2項及び第3項又は第1110条（一般後見監督人）の規定による一般後見人又は一般後見監督人の選任	一般被後見人の住所地の裁判所
	四十三 第1106条（一般後見人の辞任）の規定による一般後見人の辞任についての許可	一般被後見人の住所地の裁判所
	四十四 第1108条（一般後見人の解任）の規定による一般後見人の解任	一般被後見人の住所地の裁判所
	四十五 第1113条（準用規定）が準用する第1106条（一般後見人の辞任）、第1108条（一般後見人の解任）、第1121条（財産管理の許可）又は第1124条（一般後見人の報酬）の規定による一般後見監督人に関する処分	一般被後見人の住所地の裁判所
	四十六 第1115条（財産調査・財産目録作成）第1項但書の規定による財産目録の作成の期間の伸長	一般被後見人の住所地の裁判所
	四十七 第1118条（一般被後見人が包括財産を取得した場合への準用）が準用する第1115条（財産調査・財産目録作成）第1項但書の規定による財産目録の作成の期間の伸長	一般被後見人の住所地の裁判所
四十八 第1121条（財産管理の許可）の規定による一般被後見人の居住用不動産の処分についての許可	一般被後見人の住所地の裁判所	
四十九 第1122条（一般後見人と一般被後見人の利益相反行為）が準用する第1065条（親権者と子の利益が相反する場合）の規定による特別代理人の選任	一般被後見人の住所地の裁判所	

項	裁 判 事 項	管 轄 裁 判 所
4	五十 第1124条（一般後見人の報酬）の規定による一般後見人に対する報酬の付与	一般被後見人の住所地の裁判所
	五十一 第1125条（一般後見人の職務の監督）の規定による一般後見人の職務の報告，財産目録の提出，一般被後見人の生活，療養看護又は財産の状況の調査，生活，療養看護又は財産管理その他の一般後見に関する処分	一般被後見人の住所地の裁判所
	五十二 第1130条（第三者が一般被後見人に与えた財産の管理）第2項及び第3項の規定による財産管理を行う者の選任及び改任	一般被後見人の住所地の裁判所
	五十三 第1130条（第三者が一般被後見人に与えた財産の管理）第4項が準用する第37条（裁判所による財産管理人の選任）から第40条（財産管理人の権限）までの規定による財産の管理に関する処分	第1130条（第三者が一般被後見人に与えた財産の管理）第2項又は第3項に基づく決定をした裁判所
	五十四 第1131条（財産管理の計算・一般後見監督人の立会）第1項但書の規定による管理計算の期間の伸長	一般被後見人の住所地の裁判所
	五十五 第1137条（保佐人の選任）第2項が準用する第1105条（一般後見人の選任）第2項及び第3項，第1106条（一般後見人の辞任）又は第1108条（一般後見人の解任）の規定による保佐人に関する処分	被保佐人の住所地の裁判所
	五十六 第1137条（保佐人の選任）第3項又は第4項の規定による臨時保佐人の選任	被保佐人の住所地の裁判所
	五十七 第1138条（保佐監督人）第1項の規定による保佐監督人の選任	被保佐人の住所地の裁判所
	五十八 第1138条（保佐監督人）第2項が準用する第1106条（一般後見人の辞任），第1108条（一般後見人の解任）又は第1124条（一般後見人の報酬）の規定による保佐監督人に関する処分	被保佐人の住所地の裁判所
	五十九 第1139条（保佐人の職務）第3項が準用する第1124条（一般後見人の報酬）又は第1125条（一般後見人の職務の監督）の規定による保佐人に関する処分	被保佐人の住所地の裁判所
六十 第1140条（扶養義務者の範囲および順序）から第1143条（扶養関係の変更または取消し）までの規定による扶養に関する処分	相手方の住所地の裁判所	
5	民法第八編に定める事項のうち，次に掲げる事項	
	一 第1147条（相続財産の承継）第2項第3文の規定による同項の権利の承継者の指定	被相続人の住所地又は相続開始地の裁判所
	二 第1151条（相続人の廃除），第1152条（遺言による相続人の廃除）及び第1154条（廃除の取消し）の規定による推定相続人の廃除及びその取消	被相続人の住所地又は相続開始地の裁判所
	三 第1177条（死亡危急者の遺言）第2項の規定による遺言の確認	相続開始地又は遺言者の住所地の裁判所
	四 第1193条（負担付遺贈に関する取消し）の規定による遺贈の取消	相続開始地の裁判所
	五 第1213条（遺言の検認及び開封）第1項の規定による遺言書の検認	相続開始地の裁判所
	六 第1218条（遺言執行者の選任）の規定による遺言執行者の選任	相続開始地の裁判所
	七 第1226条（遺言執行者の報酬）第2項の規定による遺言執行者に対する報酬の付与	相続開始地の裁判所
	八 第1227条（遺言執行者の辞任・解任）の規定による遺言執行者の辞任についての許可及び遺言執行者の解任	相続開始地の裁判所
	九 第1231条（遺留分算定の基礎となる財産）第2項の規定による評価人の選任	相続開始地の裁判所
	十 第1246条（遺留分の放棄）の規定による遺留分の放棄についての許可	被相続人の住所地
	十一 第1248条（承認又は放棄の期間）第1項但書の規定による相続の承認又は放棄の期間の伸長	相続開始地の裁判所
	十二 第1252条（承認又は放棄の取消し）第3項の規定による相続の限定承認又は放棄の取消の申立ての受理	相続開始地の裁判所
	十三 第1257条（限定承認の方法）の規定による相続の限定承認の申立ての受理	相続開始地の裁判所
	十四 第1260条（相続の放棄）の規定による相続の放棄の申立ての受理	相続開始地の裁判所
	十五 第1264条（臨時的管理人）第1項の規定による相続財産の臨時的管理人の選任	相続開始地の裁判所
十六 第1264条（臨時的管理人）第3項が準用する第40条（財産管理人の権限等）第1項及び第3項の規定による財産管理に関する処分	相続開始地の裁判所	

項	裁 判 事 項	管 轄 裁 判 所
5	十七 第1270条（裁判所による分割）第1項の規定による遺産の分割	相続開始地の裁判所
	十八 第1284条（期限前の債務等の弁済）第2項の規定による評価人の選任	相続開始地の裁判所
	十九 第1286条（相続財産の換価）第1項の規定による評価人の選任	相続開始地の裁判所
	二十 第1289条（相続人が複数ある場合）第1項の規定による相続財産の管理人の選任	相続開始地の裁判所
	二十一 第1291条（管理人の選任）第1項の規定による相続財産の管理人の選任	相続開始地の裁判所
	二十二 第1292条（管理人の権利義務）第2項の規定による相続財産の管理に関する処分に対する許可	相続開始地の裁判所
	二十三 第1293条（管理人の報酬）の規定による相続財産の管理人に対する報酬の付与	相続開始地の裁判所
	二十四 第1296条（債権者等に対する公告及び催告）第2項が準用する第1284条（期限前の債務等の弁済）第2項又は第1286条（相続財産の換価）第1項の規定による評価人の選任	相続開始地の裁判所
	二十五 第1297条（相続人搜索の公告）の規定による相続財産の管理に関する処分	相続開始地の裁判所
	二十六 第1299条（特別縁故者への相続財産の分与）第1項の規定による相続財産の処分	相続開始地の裁判所